

工場立地法の概要

目的

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地に関する調査を実施し、準則等を公表し、勧告、命令を行うことで、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与すること。

対象工場

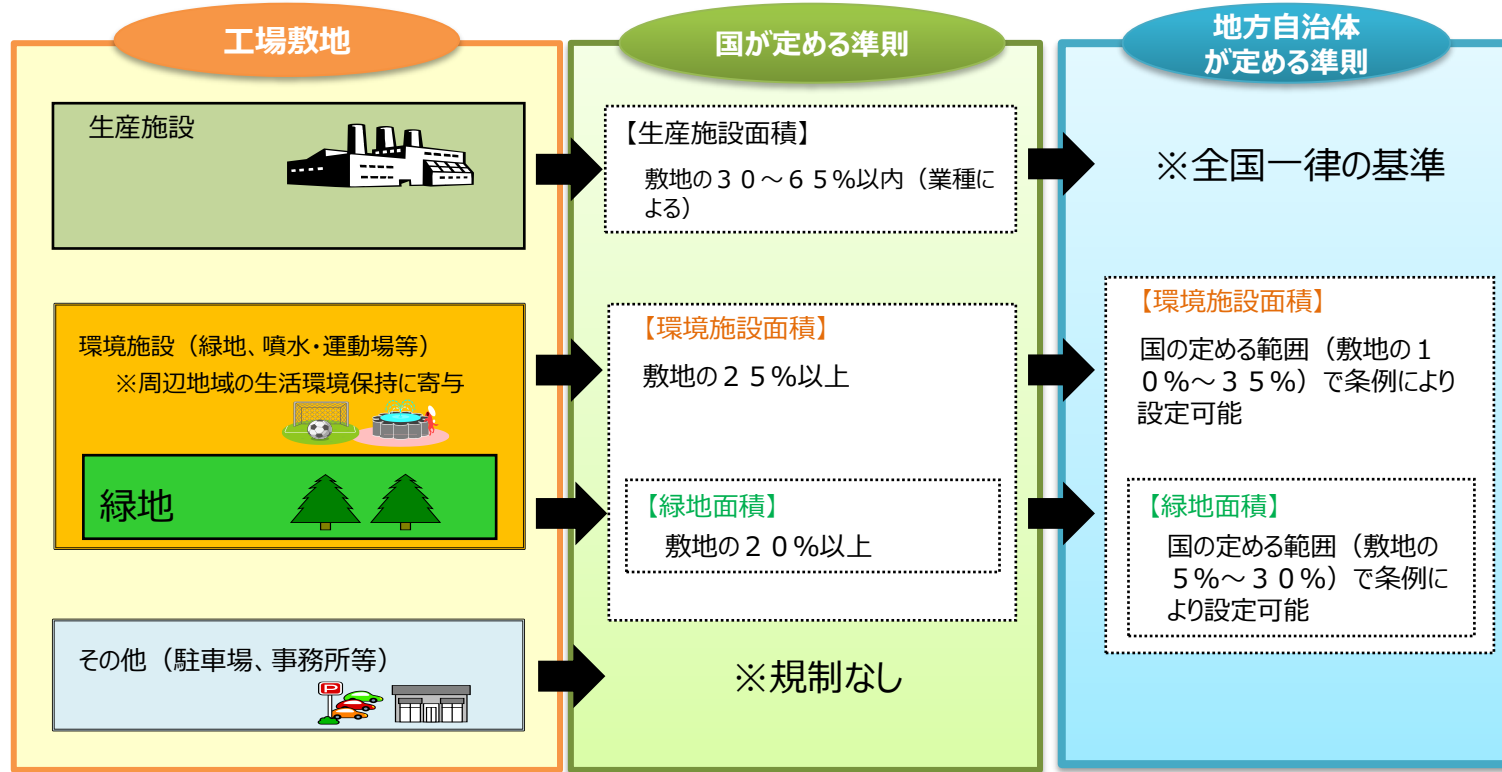
- ◆業種： 製造業、ガス供給業、熱供給業、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く）
- ◆規模： 敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上

届出義務

生産施設面積や緑地の整備状況について、工場が立地している市区町村に対し届出。
(届出から90日間は着工不可。但し、市区町村の判断で短縮可。)

準則の内容

※市区町村は、国が定める準則に代えて、地域の実情に応じ、準則を定める条例の制定が可能。



勧告・変更命令 罰則

規制（準則）に適合しない場合、是正の勧告を実施。勧告に従わない場合は、変更命令を実施。変更命令に違反した場合等に、罰則規定あり。

工場立地法の規制

工場敷地

【生産施設面積規制】

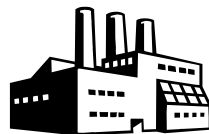
○国準則（法第4条）…

全国一律の基準

→生産施設：業種により次のいずれか

30、40、45、50、55、60、65%

（告示による準則第1条）

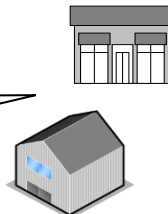


その他の施設（駐車場、事務所、研究所、倉庫等）

→規制なし



但し、建築基準法の建坪率等の規制は受ける。



【緑地等面積規制】

○「国準則」（法第4条）…全国一律の基準

→緑地：20%以上 ※告示による準則第2条

→環境施設（含む緑地）：25%以上（ただし、敷地の周辺部に15%以上） ※告示による準則第3条、第4条
残り5%は緑地又は緑地以外の環境施設（噴水、水流等の修景施設、屋外運動場、広場、太陽光発電施設等）



※国による全国一律の準則に代えて適用する準則を、市区町村は条例で制定可能

①「市区町村準則」（法第4条の2）

→緑地：5%～30%以上、環境施設（含む緑地）：10%～35%以上 ※基準は告示による

②「地域未来投資促進法に基づく準則」（地域未来投資促進法第9条による特例）

→緑地：1%～20%未満以上、環境施設（含む緑地）：1%～25%未満以上 ※基準は告示による

③「国際戦略総合特区に基づく準則」（総合特区法第23条による特例）

→緑地：1%以上、環境施設（含む緑地）：1%以上

④「震災復興特区に基づく準則」（東日本大震災復興特区法第28条による特例）

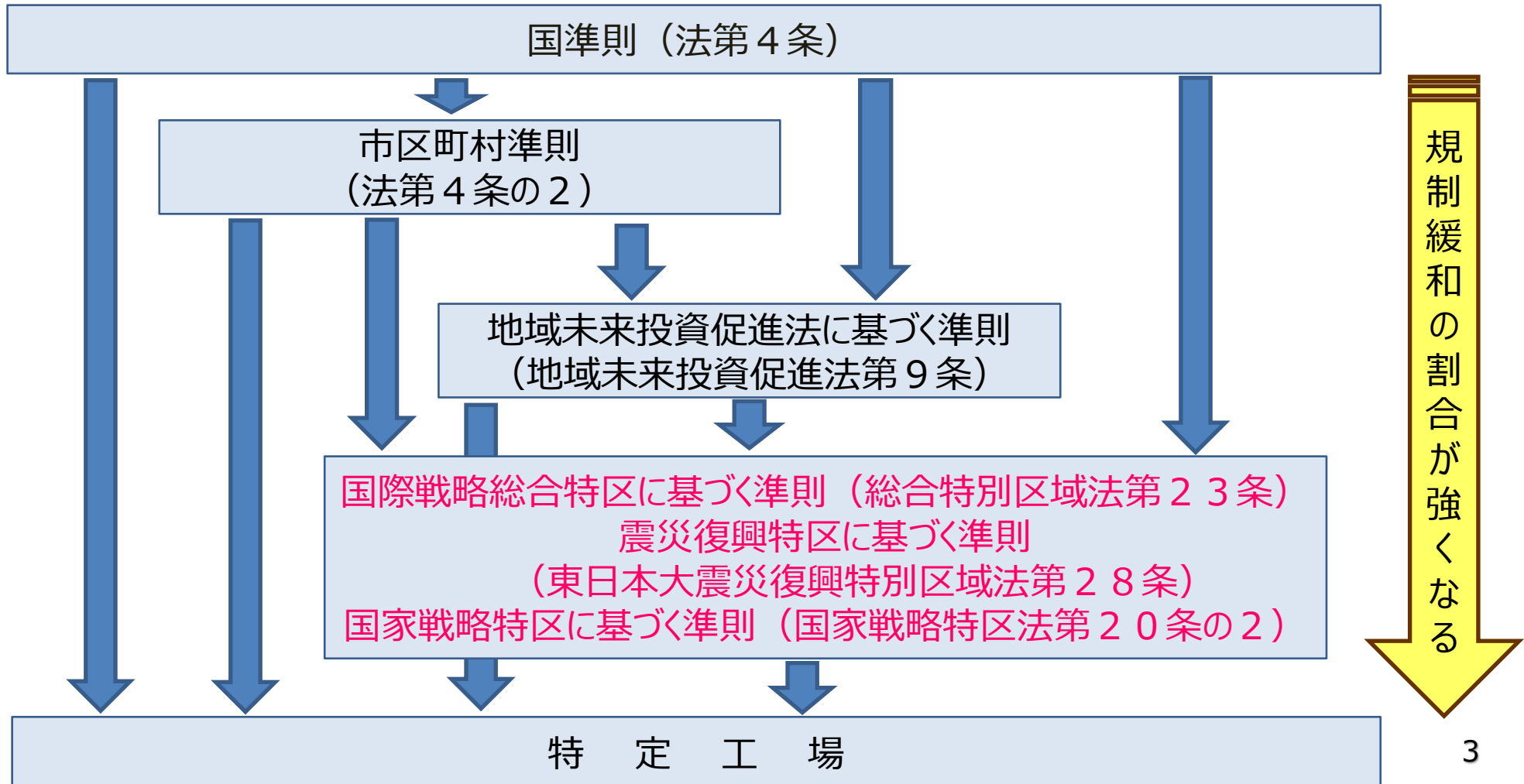
→緑地：1%以上、環境施設（含む緑地）：1%以上

⑤「国家戦略特区に基づく準則」（国家戦略総合特区法第20条の2による特例）

→緑地：1%以上、環境施設（含む緑地）：1%以上

緑地面積率・環境施設面積率の基準（1）

- (1) 緑地面積率、環境施設面積率を規定した基準（準則）には、①国準則、②市区町村準則、③地域未来投資促進法に基づく準則、④国際戦略総合特区に基づく準則、震災復興特区に基づく準則及び国家戦略特区に基づく準則がそれぞれある。
- (2) ①から④に向かうほど規制緩和の割合が強くなるとともに、優先して適用される



緑地面積率・環境施設面積率の基準（2）

工場立地法に基づく準則

（1）国準則（法第4条）

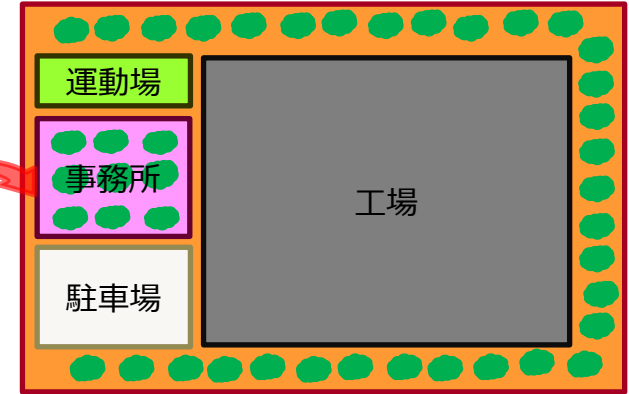
経済産業大臣等は、製造業等に係る工場又は事業場の立地に関する準則を公表する。

○告示による準則第2条、3条、4条

・**環境施設（含む緑地）：25%以上（敷地の周辺部に15%以上配置）**

・**緑地：20%以上**

※重複緑地、建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を掛けた面積の25%を超えて緑地の面積に算入できない。



・重複緑地
・建築物屋上等緑化施設 } $\leq \text{敷地面積} \times \text{緑地面積率} \times 25\%$

（2）市区町村準則（法第4条の2）

市区町村は、条例により、国が定めた基準（右表：告示による）の範囲内で、緑地面積率及び環境施設面積率等について、国の準則に代えて適用すべき

市区町村準則

を定めることができる。

	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
	住居の用に併せて商業等の用に供されている区域	住居の用に併せて工業の用に供されている区域（準工業地域）	主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）	第1種区域～第3種区域以外の区域
環境施設	25%超～35%以下	15%以上～30%以下	10%以上～25%未満	10%以上～30%以下
うち緑地	20%超～30%以下	10%以上25%以下	5%以上20%未満	5%以上～25%以下
重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入率			（区域の区分にかかわらず）50%以内	

緑地面積率・環境施設面積率の基準（3）

工場立地法以外の法律に基づく準則（工場立地法の特例措置）

（3）地域未来投資促進法に基づく準則 （地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（＝地域未来投資促進法）第9条）

地域未来投資促進法に規定する同意基本計画に定められた重点促進区域が存する市区町村は、条例により、国の定める基準（右表：告示による）の範囲内で、緑地面積率及び環境施設面積率等について、**国準則や市区町村準則に代えて適用する準則**を、定めることができる。

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	住居の用に併せて工業の用に供されている区域（準工業地域）	主として工業等の用に供されている区域（工業地域、工業専用地域）	専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域
環境施設	15%以上～25%未満	10%以上～25%未満	1%以上～15%未満
うち緑地	10%以上～20%未満	5%以上～20%未満	1%以上～10%未満
重複緑地、建築物屋上等緑化施設の緑地面積率算定に用いる緑地への算入率			（区域の区分にかかわらず）50%以内

（4）国際戦略総合特区に基づく準則（総合特別区域法第23条）

地方公共団体（市区町村に限る）が、国際戦略総合特別区域内で行う工場等新增設促進事業を盛り込んだ国際戦略総合特別区域計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、緑地面積率及び環境施設面積率等について、**国準則、市区町村準則及び地域未来投資促進法に基づく準則に代えて、市区町村の条例により自由に定めることができる。**（但し、緑地面積率等をゼロ%にするという計画は認められない。）

（5）震災復興特区に基づく準則（東日本大震災復興特別区域法第28条）

地方公共団体（市区町村に限る）が、復興産業集積区域内で行う復興産業集積事業を盛り込んだ復興推進計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、緑地面積率及び環境施設面積率等について、**国準則、市区町村準則及び地域未来投資促進法に基づく準則に代えて、市区町村の条例により自由に定めることができる。**（但し、緑地面積率等をゼロ%にするという計画は認められない。）

（6）国家戦略特区に基づく準則（国家戦略特別区域法第20条の2）

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域内で行う工場等新增設促進事業を盛り込んだ区域計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、緑地面積率及び環境施設面積率等について、**国準則、市区町村準則及び地域未来投資促進法に基づく準則に代えて、市区町村の条例により自由に定めることができる。**（但し、緑地面積率等をゼロ%にするという計画は認められない。）